

## 19 果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造転換に向けた実証等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

### 対象となる方

都道府県、生産者、生産出荷団体、実需者、農業支援サービスを提供する事業者などにより構成されたコンソーシアム（生産者と実需者は必須。）

### 支援内容

#### 産地構造転換パイロット実証事業

※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが  
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件

#### 【事業メニュー】

事業実施主体は、次のうち成果目標の達成に必要なメニューを選択して取り組みます。

- ア 省力樹形や省力的な植栽方法の導入
- イ スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化
- ウ 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入
- エ サービス事業者等を活用した人材確保
- オ 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通
- カ 経営の多角化による通年雇用



#### 【成果目標】

これまでの生産供給体制を刷新した生産供給体制モデルを構築し、事業実施前と比較して労働生産性（農業従事者一人当たりの年間の利益額）を向上させることが必要です。

※労働生産性 = 粗利益（販売額（売上高） - 経費（原価）） / 農業従事者数

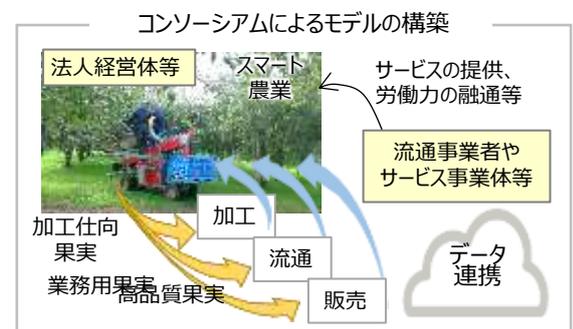
#### 【補助対象及び補助率】

下記補助対象経費及び補助率のうち、上記で選択した事業メニューの実施に必要な取組を支援します。

- (1) 検討会の開催等（補助率：定額）
- (2) 調査・分析（補助率：定額）
- (3) テストマーケティング（補助率：定額）
- (4) 技術研修（補助率：定額）
- (5) 展示ほの設置（補助率：定額）
- (6) システム導入（補助率：1/2以内）
- (7) 小規模園地整備（補助率：1/2以内）
- (8) 省力樹形や省力的植栽等への転換（補助率：1/2以内）
- (9) 機械・設備のリース導入（補助率：1/2以内）

※（1）及び（5）の実施は必須

（8）の幼木管理に必要な経費については、定額（22万円/10a（=5.5万円/10a×4年分）以内）



#### <事業の流れ>



#### お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

## 20 果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

果樹産地において新たな担い手の受入や研修等に必要となる園地の整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

新たな担い手の新規参入を推進する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、民間企業などの団体

支援内容

### 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

#### 1 整備事業

果樹型トレーニングファームの整備のための以下の取組を支援します。

##### (1) 小規模園地整備等 (補助率：1/2以内)

排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備、多目的防災網、防霜ファン、モルレルの整備等

##### (2) 部分改植 (補助率：定額 (面積当たり1/2相当)、1/2以内)

優良品目・品種や省力樹形への改植等

##### (3) 改植後の未収益期間の幼木管理 (補助率：定額 (22万円/10a))

##### (4) 省力技術研修 (補助率：定額 (3万円/10a以内))

#### 2 推進事業 (補助率：定額)

果樹型トレーニングファームの運営に必要な技術指導・管理委託に要する経費を支援します。



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班 (TEL：03-3502-5957)

## 21 新しく園芸産地をつくりたい

認定  
農業者

認定  
新規

個人

法人

サービス  
事業体

集落  
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援】

### 対象となる方

国産野菜周年安定供給強化事業：民間団体等 ➡➡ 申込みは (独)農畜産業振興機構へ

### 支援内容

#### 国産野菜周年安定供給強化事業

本事業は加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、新たに実需者との契約栽培に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業です。

加工・業務用向けの契約栽培に必要な、新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。

#### 主な支援対象



生産流通体系の構築



作柄安定技術の導入

#### 助成単価

定額  
(3年間の取組  
に対して  
15万円/10a)

#### 対象品目

(加工・業務用)  
たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、  
ブロッコリー、ごぼう、トマト(8~10月出荷)、  
セルリー(6~12月出荷)、にんにく、しょうが、さといも、  
えんどう(1~7月又は11~12月出荷)、  
キャベツ(11月又は1~5月出荷)、レタス(11~3月出荷)、  
かぼちゃ(11~6月出荷)、だいこん(4~7月又は10月出荷)  
(生食用) かぼちゃ(11~6月出荷)、トマト(9~10月出荷)

### お問い合わせ先

- ・(独)農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-9534)
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課 園芸流通加工第1班 (TEL:03-3501-4096)

## 22 茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

茶の改植・新植、改植に伴う未収益期間、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培への転換等の取組に対し支援します。

あわせて、国産茶の需要創出に向けた消費者・実需者ニーズの把握や商品開発、製造・加工技術の確立、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成等を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】

対象となる方 農業者団体 等

### 支援内容①

持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、産地の戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、有機栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換、簡易な園地整備、省力化・低コスト化に資する生産・加工機械等のリース導入、需要創出に向けた取組等に対し支援します。

#### 【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：12万円/10a
- 改植、移動改植：15.2万円/10a
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 茶園整理（伐根）：5万円/10a（酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a）
- 輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a
- 中山間地域等での有機転換に必要な改植と合わせた簡易な園地整備：1/2以内（市町村ごとに上限100万円）

#### 【農業機械等のリース導入への支援】

- 生産性向上や省エネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入（補助率：1/2以内）

#### 【茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成への支援】

- 茶生産の担い手・茶工場・実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する、新たな大規模茶産地モデルを形成する取組（補助率：1/2以内）



茶の改植等



省エネ型粗揉機



簡易な園地整備

### 支援内容②

新商品の開発に係る国内外における市場調査や加工機械等の導入、茶の健康機能性の調査、観光業者等との連携による体験ツアーの開発などの取組に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ・ ソフト事業にあっては定額
- ・ 機械等リース事業にあっては1/2以内



新商品開発に向けた試飲・検討会の実施



萎凋処理による香りを発現させる加工技術



茶の健康機能性の調査・PR

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

# 安定した農畜産物の 生産

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

茶の改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培への転換、災害対応設備の導入、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成支援等の取組に対し支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）】

## 対象となる方

農業者団体 等

## 支援内容

需要の変化に対応した茶の優良品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培への転換、棚栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。  
また、防霜ファン等の災害対応設備の導入に対し支援します。

## 新市場獲得対策

### <園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）> 【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：（補助率：1/2以内）
- 改植、移動改植：（補助率：1/2以内）
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a  
（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：（補助率：1/2以内）
- てん茶生産向け直接被覆栽培への  
転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 輸出向け栽培体系への転換：（補助率：1/2以内）
- 中山間地域等での有機転換に必要となる改植と合わせた  
簡易な園地整備（補助率：1/2以内）



茶の植栽等



農薬飛散防止ネットの  
導入



棚栽培への転換に必要な  
資材の導入



直接被覆栽培への転換に  
必要な資材の導入

### 【災害対応設備の導入支援】

- 防霜ファン等の災害対応設備の導入：（補助率：1/2以内）  
※防霜ファン等の設置費を含む  
※事業実施主体の推進事務費は定額



防霜ファンの導入

## お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

## 23 花き生産や流通の効率化に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

物流2024年問題に対応した花き流通の効率化、高温化での品質確保に向けた病害虫被害の軽減や需要期に合わせた生産・出荷などの産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入を支援するとともに、花き需要の回復に向けて、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進】

### 対象となる方

【花き業界関係者が組織する協議会】

- ・都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている地域推進協議会
- ・複数の都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている広域推進協議会
- ・全国を活動の範囲とし、農業関係団体、民間企業、民間団体、生産者、学識経験者等の専門家等により構成されている全国推進協議会

### 支援内容

【地域公募事業（補助率：定額）】

- ア 花き流通の効率化等の取組
  - ・検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成等
  - ・流通の効率化に資する技術実証等
- イ 産地の花き生産の課題解決に資する技術実証等
  - ・生産課題の解決を目的とした技術実証、マニュアル作成等
  - ・国際認証等取得や労務管理等の改善に向けた研修会の開催やマニュアル作成等
- ウ ホームユース需要等に対応した品目等の転換の取組
  - ・転換品目等の需要調査、転換に向けた栽培実証等
- エ 新たな需要開拓、消費拡大に向けた地域段階の取組
  - ・実需者等との連携強化、新たな販路開拓のための販売実証等
  - ・新規購入層開拓に向けた園芸体験等

【全国公募事業（補助率：定額）】

- ア 花き流通の効率化等の取組
  - ・検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成等
  - ・流通の効率化に資する技術実証等
- イ 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証
  - ・技術実証や経営分析、実証成果の普及や定着
- ウ ホームユース需要等の更なる拡大のための全国的な普及活動
  - ・新たな装飾スタイル等の提案・普及実証等
  - ・花きの効用等に注目した職場等への導入効果の検証等



■パレット・台車等輸送基盤の標準化、効率的な流通規格の導入



■高温対策や生産コスト低減、品質向上に資する技術の導入



■地域での検討会開催、転換予定品目の需要調査



■生産者と実需者とのマッチング、園芸体験等の実施

### お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：  
農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（TEL：03-6738-6162）

# 24 国産飼料の生産・利用を拡大したい



国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。【事業名：国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業】

対象となる方 農業者集団、民間団体等

支援内容

## 1 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

(補助率：定額、1/2以内)



### ① 飼料作物の生産・利用の地域モデル実証

飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の持続的な生産・利用の地域モデルを実証するために必要な取組を支援します。

(対象となる飼料作物：青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草)

(補助率：定額、1/2以内)

### ② 飼料生産組織の体制強化支援

- ・ 飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械の導入を支援します。(補助率：1/2以内)
- ・ 飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、飼料の生産作業受託、生産販売等の規模拡大を行う取組を支援します(拡大分面積払い)。(補助率) 1年目：12,000円/10a以内、2年目：5,000円/10a以内

### ③ 飼料作物の生産性向上対策

- ・ 雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する難防除雑草駆除技術等の現地実証を支援します。(補助率) 草地診断：定額、現地実証：1/2以内(上限：2.1万円/10a)
- ・ 中山間地域における「飼料増産活性化計画」の作成、放牧や飼料作物の共同生産などの飼料増産活動、これらの活動に必要な機械導入を支援します。(補助率) 飼料増産活動：1/2以内(上限：2.5万円/10a)、機械導入：1/2以内

### ④ 国産飼料の流通推進対策

- ・ 3年以上の利用供給契約を締結した上で、耕種農家が品質表示を行い、畜産農家が給与情報等を提供する取組を支援します(基準年からの拡大分数量払い)。

【交付単価】(基準年を最大3年固定。単価は1年目100%、2年目80%、3年目50%)

	耕種農家	畜産農家
青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草	8,300円/t以内	7,800円/t以内
子実用とうもろこし	12,200円/t以内	12,000円/t以内

- ・ 国産飼料生産者が品質表示を行いつつ販売を拡大する取組を支援します(前年度からの拡大分数量払い)。

【交付単価】青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草：8,300円/t以内

子実用とうもろこし：12,200円/t以内

- ・ 国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の流通定着化を行う取組を輸送距離に応じて支援します(拡大分数量払い)。

【交付単価】

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2,000円/t以内	5,000円/t以内	10,000円/t以内	15,000円/t以内	20,000円/t以内

※ 1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり。

- ・ 利便性が高く、輸送や保管の効率が高い国産稲わら等の生産に資する実証・調査を支援します。(補助率：1/2以内)
- ・ 新飼料資源に係る調査・分析、新飼料資源を利用した飼料の生産・利用拡大に必要な機械の導入を支援します。(補助率：1/2以内)

### ⑤ 国産飼料流通拠点整備対策

国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。(補助率：1/2以内)

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの地方農政局等畜産担当課
- ・ 農林水産省担当課：畜産局飼料課 (TEL：03-6744-7192)

# 安定した農畜産物の 生産

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。

事業名：飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業  
強い農業づくり総合支援交付金

対象となる方 農業者集団、民間団体等

支援内容

## 2 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業

- ① 飼料生産組織の体制強化等支援（補助率：定額）  
オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、人員・機械の有効活用状況調査を支援します。  
【交付対象】 人材確保：募集 30万円以内/人、研修 60万円以内/人  
免許取得：20万円以内/人（大型、大型特殊、けん引等）



- ② 国産濃厚飼料生産の推進（補助率：定額、1/2以内）  
子実用とうもろこしや未利用資源等の国産濃厚飼料の生産技術実証・普及を行う際に必要な検討会の開催や専門家による現地指導、必要な資材費等を支援します。



## 3 強い農業づくり総合支援交付金（補助率：1/2以内）【再掲】

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等畜産担当課
- ・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）

## 25 農林水産物・食品を輸出したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

② 海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。

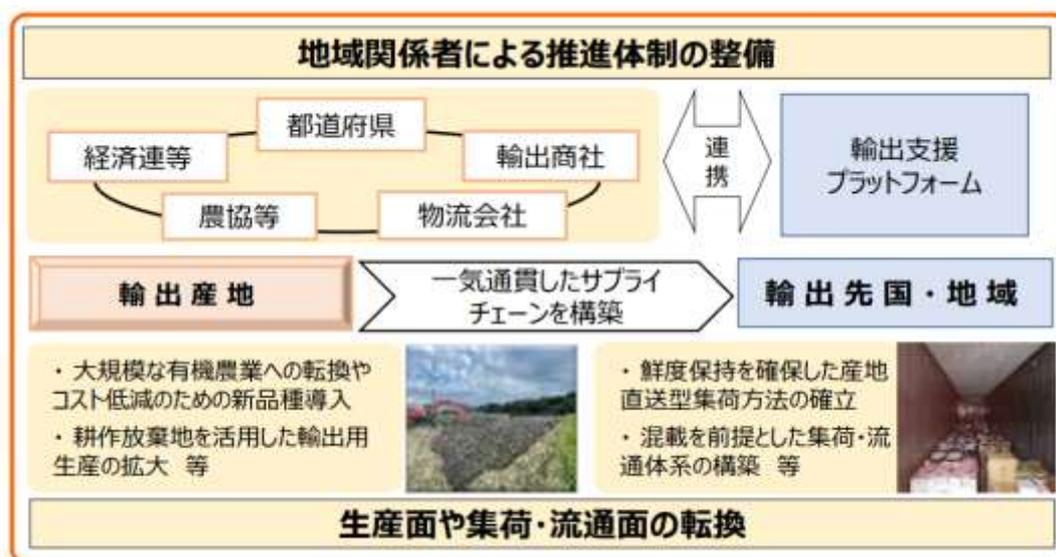
【事業名：グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業】

### 対象となる方

- ① 都道府県
- ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

### 支援内容

地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。



詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課 (TEL:03-6744-7172)  
又は 最寄りの地方農政局経営・事業支援部輸出促進課等

## 26 環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい

- 認定  
農業者
- 認定  
新規
- 個人
- 法人
- サービス  
事業体
- 集落  
営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点（オーガニックビレッジ）の創出を支援するほか、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。また、新たに有機農業への転換等を行う農業者を支援します。

事業名： みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

対象となる方 ①市町村、協議会（市町村を含む） ②協議会（都道府県を含む）等

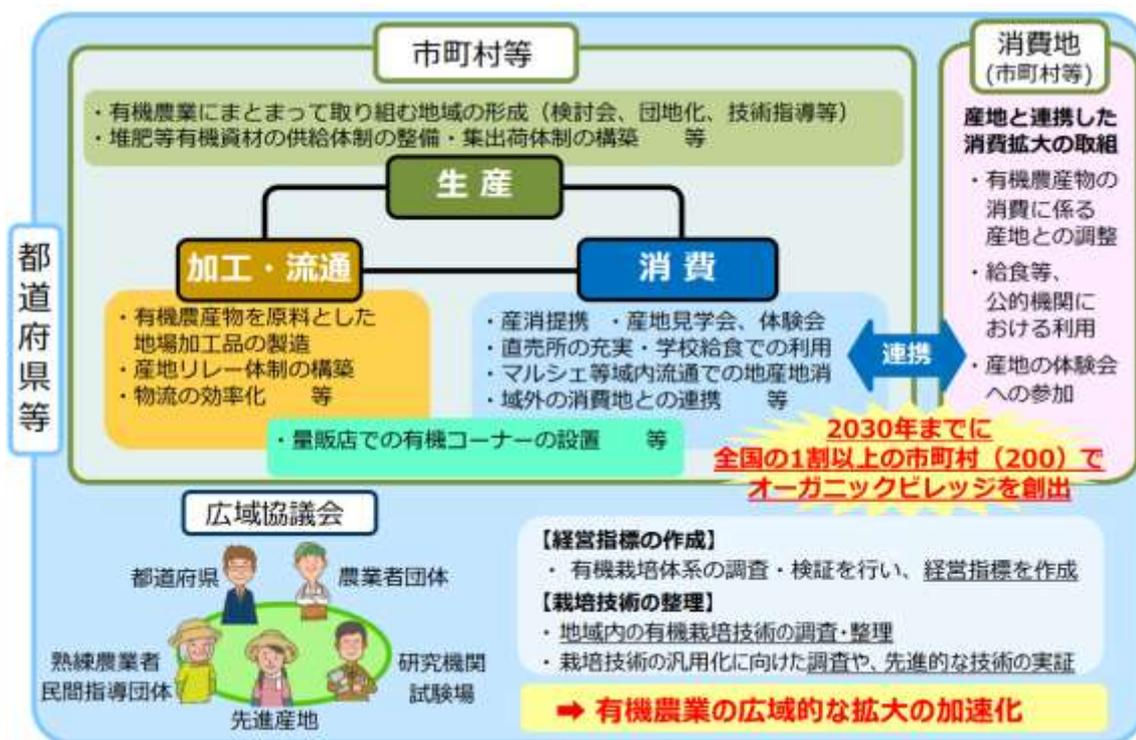
### 支援内容

#### みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

#### 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（補助率：①定額/機械リースは1/2以内 ②定額）

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します

（①）。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します（②）。



### お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課有機農業調整班（TEL：03-6744-2114）

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

【事業名：グリーンな栽培体系加速化事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）】

## 対象となる方

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

1) 農業者が事業に参加すること。2) 協議会が事業実施主体となる場合は、都道府県又は農業協同組合が構成員となること。3) 市町村が事業実施主体となる場合は、都道府県又は農業協同組合が事業に参加すること。

## 支援内容

各産地のグリーンな栽培体系への転換に向けた取組を支援

### ① 産地に適した環境にやさしい栽培技術・省力化に資する先端技術等の検証

#### 環境にやさしい栽培技術

化学農薬の使用量の低減に資する技術  
土壌くん蒸剤の代替技術 など

化学肥料の使用量の低減に資する技術  
局所施肥・可変施肥 など

有機農業の取組面積拡大に資する技術  
有機農業のための土づくりや防除法 など

水田からのメタンの排出削減に資する技術  
中干し期間の延長、秋耕 など

バイオ炭の農地施用  
選定枝のバイオ炭や籾殻くん炭の施用 など

#### 石油由来資材からの転換

ポリマルチからバイオマス由来成分を含む  
生分解性マルチへの切替え など

プラスチック被覆肥料の被覆殻対策  
プラスチック被覆肥料の代替技術 など

#### 省資化

耐用年数の長い資材への切替え など

#### その他温室効果ガスの削減に資する技術

自動操舵システム・電動小型農機  
(化石燃料の使用量の低減) など

#### 省力化に資する技術

慣行の栽培体系と比べて  
省力化される技術

環境にやさしい栽培技術  
の省力化を図る技術

次の①②のいずれか一方を満たす必要があります。詳細は、右下二次元バーコードに掲載されている事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

①検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること ②複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

### ② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入

### ③ ①の検証と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する消費者の理解醸成

### ④ グリーンな栽培体系の実践・普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定

### ⑤ 栽培マニュアル・産地戦略の情報発信（HPへの掲載等）

## 交付率

①③④⑤：定額（交付上限額：300万円又は360万円※（うち③は30万円）  
②：1/2以内（交付上限額：1,000万円）

※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円 ※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は、交付上限額を100万円引き上げ

## お問い合わせ先

・都道府県、最寄りの地方農政局等  
・農林水産省担当課：農産局技術普及課みどりユニット（TEL：03-6744-2107）

詳細はこちら



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html>

## 27 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援します。

（2015年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）

【事業名：多面的機能支払交付金】

### 対象となる方

- ① 農地維持支払：農業者のみ、または農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
- ② 資源向上支払：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

### 支援内容

#### ① 農地維持支払交付金

多面的機能の維持・発揮に不可欠な地域の共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

#### ② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動  
（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



コンクリート水路の更新

〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限  
基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から5年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等

・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

中山間地域等において将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

【事業名：中山間地域等直接支払交付金】

## 支援内容

- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決め（協定）を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 面積に応じて一定額を交付する仕組みで、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できます。

## 【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000	草地	急傾斜 (15度以上)	10,500
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000		緩傾斜 (8度以上)	3,000
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500		草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
	緩傾斜 (8度以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜 (15度以上)	1,000
				緩傾斜 (8度以上)	300

### ① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（交付単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等  
耕作放棄の防止等の活動及び水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動  
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

### ② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）

- ・ ネットワーク化活動計画の作成  
複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

## 【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
<b>ネットワーク化加算</b> 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※1) （地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
<b>スマート農業加算</b> 【上限額：200万円/年】	5,000円 （地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

【協定間の連携による農作業】  
（ネットワーク化加算の取組イメージ）



【自走式草刈機の導入】  
（スマート農業加算の取組イメージ）



※1 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動  
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a  
※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

## お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等  
・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室直接支払企画班（03-3501-8359）

## 28 野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利活用を推進したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

捕獲や追払いなどの活動や、侵入防止柵、ジビエ処理加工施設の設置など、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策を支援します。

【事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金】

### 対象となる方

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会（ジビエ利活用の取組については、市町村、処理加工施設、民間事業者などで構成されるコンソーシアムでも可）であることが必要です。
  - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村や民間団体等も単独で実施主体になれます。
  - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員である民間団体等による実施もできます。
  - ※ （3）の事業については、都道府県が事業実施主体となります。
- 事業の実施に当たっては、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している必要があります。

### 支援内容

#### （1）鳥獣被害防止総合支援事業（補助率：1/2以内、定額等）

①鳥獣被害防止やジビエ等利活用拡大のための施設整備を支援します。

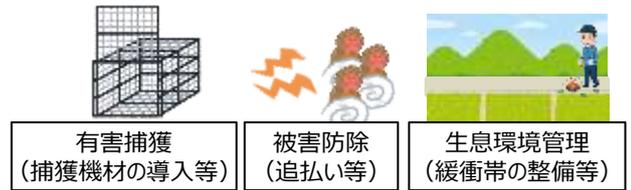
- ・侵入防止柵等の被害防止施設（広域柵等への再編整備含む）※
- ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）等

※侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分の定額補助が可能



②鳥獣被害対策実施隊、民間団体、捕獲サポート隊等による地域ぐるみの被害防止活動を支援します。

- ・体制の整備、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、集落点検
- ・サル複合対策、クマ複合対策、鳥類複合対策
- ・広域柵の再編整備計画の策定
- ・GISやICT等新技術を活用した取組等



③捕獲現場及びジビエ処理加工施設での人材育成を支援します。

- ・鳥獣被害対策実施隊のOJT研修
- ・新規に猟銃を取得する費用に対する支援
- ・処理加工施設におけるOJT研修



④ジビエ利活用拡大に向けた取組を支援します。

- ・ジビエプロモーション、ペットフードや皮革等を含む多用途利用

#### （2）緊急捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・捕獲頭数に応じて捕獲活動経費※を支援します。

※獣種や処理方法に応じて設定されている上限単価の範囲内で定額支援



#### （3）都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・都道府県が行う広域捕獲活動※、生息状況調査、人材育成等の取組を支援します。

※上限単価の範囲内で定額支援

#### （4）シカ、クマ特別対策事業（補助率：定額）

- ・被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援します。



### お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 03-3591-4958

# 29 農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計・施設整備を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消】

## 対象となる方

都道府県、市町村、農業者、農業者団体 等

## 支援内容

### 1 地産地消型バイオマスプラント等の導入（補助率：1/2以内、定額）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

- ① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）【補助率：1/2以内】
- ② バイオマス利活用施設整備【補助率：1/2以内】
- ③ 効果促進対策【補助率：定額】

### 2 バイオ液肥散布車等の導入（補助率：1/2以内）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

### 3 バイオ液肥の利用促進（補助率：定額）

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際には場に散布する（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
- ③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料の作成や研修会の開催により、地域の農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（TEL：03-6738-6479）

## 30 環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や有機農産物等を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設を取得したい

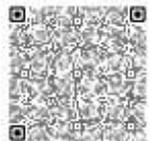
認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業者	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や、環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産、農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備】

### 対象となる方

環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産、農林水産物の流通の合理化に取り組む農林漁業者、民間事業者、地方公共団体等  
(みどりの食料システム法に基づく**基盤確立事業実施計画の申請を行い、認定を受けた者**に限る。)



基盤確立事業実施計画の認定についてはコチラ

### 支援内容

#### 1. 環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売

(1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (交付上限2億円)】

代替肥料やバイオ炭等の資材の生産及び広域的な流通を図るために用いる機械・施設の整備  
(例：ペレタイザー、農業系廃棄物の炭化装置の導入 等)

(2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (交付上限650万円)】

資材の広域的な普及・原材料の調達の安定化を図るために必要な調査・検討や品質の検査・分析、事業成果の情報発信等の実施に当たって必要となる取組 (例：利用可能な未利用資源の調査・検討、資材の栽培実証 等)

#### 2. 環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売

有機農産物又は特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物(以下「環境負荷低減農林水産物」という。)を用いた新商品の生産を支援。

(1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (上限2億円)】

環境負荷低減農林水産物を用いた新商品を生産するために用いる機械・施設の整備 (例：加工工場 等)

(2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (補助上限650万円)】

環境負荷低減農林水産物の調達先となる生産者の調査・検討や商品改良・需要開拓に必要な調査、分析 (例：原材料となる農林水産物の生産者調査、新商品PRのための展示会への出展 等)

#### 3. 環境負荷を低減して生産された農林水産物の流通の合理化

環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を支援。

(1) 機械・施設の整備等 (ハード) 【交付率：1/2以内 (上限2億円)】

環境負荷低減農林水産物の流通を合理化するために用いる機械・施設の整備 (例：小規模貯蔵施設の導入 等)

(2) 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト) 【交付率：定額※リース費は交付率1/2以内 (補助上限650万円)】

環境負荷低減農林水産物の調達の安定化・広域化に資する調査、物流構築に係る実証等、流通の合理化を図るに当たって必要となる取組の実施 (例：新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査 等)

＜導入対象となる機械・設備・施設等のイメージ＞



ペレタイザー



野菜等の加工工場



小規模貯蔵施設

＜支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ＞



- ・利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査・検討、資材の栽培実証
- ・調達先となる生産者の調査・検討や商品改良、需要開拓に必要な調査、分析
- ・新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県庁
- ・農林水産省担当課：大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

## 31 中山間地の特色を活かした経営を展開したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

【事業名：中山間地農業ルネッサンス事業】

### 支援内容

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優遇措置等を行います。

#### 1. 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）（補助率：定額）

地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

#### 2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援（優遇措置等）

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

（国の支援事業）

- ◆ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ >>> 14番 25ページへ
- ◆ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 >>> 1番 2ページへ
- ◆ 農業農村整備関係事業 >>> 4番 9ページへ
- ◆ 集落営農連携促進等事業 >>> 10番 20ページへ
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >>> 22番 36ページへ
- ◆ みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消 >>> 29番 47ページへ

#### 3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承（優遇措置等）

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

（国の支援事業）

- ◆ 多面的機能支払交付金 >>> 27番 44ページへ
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業 >>> 28番 46ページへ  
（侵入防止柵、処理加工施設等）

お問い合わせ先

※ 各支援事業において制度拡充により優遇措置が設けられています。詳しくは、お問い合わせ下さい。  
 ・最寄りの市町村、都道府県  
 ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室事業指導班（TEL：03-3501-8359）

# 32 農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を新たに立ち上げたい

認定 農業者	認定 新規	個人	法人	サービス 事業体	集落 営農	地域	補助金等	出融資	税制	その他
-----------	----------	----	----	-------------	----------	----	------	-----	----	-----

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

【事業名：スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業】

## 対象となる方

農業支援サービス（※）事業者又は今後農業支援サービス事業を行う者であって、以下を満たす者

- (1) 農業支援サービスを新たに実施すること(新サービス開始、新たな地域への展開等)
- (2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積を拡大すること

※ 農業支援サービスとは、農業現場における作業代行等、農業者に対してサービスを提供することで対価を得る業種のことをいい、ドローン散布等の作業受託、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給、農業経営のデータ分析等、農業者を技術面、経営面で支援するサービスのこと

## 支援内容

- ① ニーズ調査や試行的なサービス提供等のソフト経費  
(補助上限1,500万円、定額（1事業実施主体当たり）)
- ② サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入経費  
(補助上限1,500万円（※）、補助率1/2以内（1事業実施主体当たり）)  
※補助上限額は、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円、  
複数都道府県へサービスを提供する場合は5,000万円。

詳しくはこちら↓  
農水省HP：農業支援サービス関係情報



## お問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課スマート・サービスユニット（TEL：03-6744-2107）